

議案第 78 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 削除

第 2 条第 1 項第 9 号を次のように改める。

(9) 削除

第 2 条第 1 項第 14 号中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改め、同項第 15 号を次のように改める。

(15) 削除

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 削除

別表第 9 を次のように改める。

別表第 9 削除

別表第 11 を次のように改める。

別表第 11 市民プール使用料

区 分	1 日当たりの額 (1 人につき)
-----	-------------------

大	人	700円
高	校 生	470円
小	中 学 生	230円

備考 25人以上の団体で使用するときの1日当たりの額は、この表の定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

別表第14を次のように改める。

#### 別表第14 文学ミュージアム使用料

##### 施設使用料

区 分	1時間当たりの額
グリーンスタジオ	4,300円
控室 1	70円
控室 2	70円
控室 3	70円
ベルホール	1,050円
文学研修室	220円
アナウンズブース	70円
音楽スタジオ 1	150円
音楽スタジオ 2	150円

備考 市外に居住する者又は市外の団体がグリーンスタジオ、控室1、控室2、控室3又はベルホールを使用するときの1時間当たりの額は、この表の定める額に100分の120を乗じて得た額とする。

##### 附属設備使用料

区 分	時間等の単位	時間等の単位当たりの額
グリーン スタジオ	グランドピアノ	1時間 1台につき 200円
	舞台設備	1回 1式につき 2,000円

	演 台	1 回	1 式につき	7 0 0 円
	び よ う ぶ	1 回	1 双につき	5 0 0 円
	音 響 反 射 板	1 回	1 式につき	2, 5 0 0 円
	司 会 者 台	1 回	1 式につき	2 0 0 円
	床 シ ー ト	1 回	1 式につき	7 0 0 円
	大 型 ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー 設 備	1 時 間	1 式につき	2, 5 0 0 円
	1 6 ミリ 映 写 設 備	1 時 間	1 式につき	2 0 0 円
	3 5 ミリ ス ラ イ ド 映 写 設 備	1 時 間	1 式につき	1 0 0 円
	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー 設 備	1 時 間	1 式につき	2 0 0 円
	撮 影 機 材	1 時 間	1 式につき	2 0 0 円
	書 画 カ メ ラ	1 時 間	1 台につき	1 0 0 円
ベルホー ル	ア ッ プ ラ イ ト ピ ア ノ	1 時 間	1 式につき	1 5 0 円
	ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ ー 設 備	1 時 間	1 式につき	1, 3 0 0 円
映像メデ ィア編集 室	デ ジ タ ル 編 集 機	1 時 間	1 式につき	1 0 0 円
アナウン スブース	録 音 機 器	1 時 間	1 式につき	2 0 0 円
音楽スタ ジオ	ド ラ ム セ ッ ト	1 時 間	1 式につき	1 0 0 円
	デ ジ タ ル ピ ア ノ	1 時 間	1 台につき	1 0 0 円

観覧料

区 分	1 回当たりの額
市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成6年条例	1 人につき 1, 0 0 0 円を超えない範囲内において、市長が別に定

第22号)第4条第2項第2号に掲げる企画展示室において行う特別の企画による展示を観覧する場合

める額。この場合において、25人以上の団体の観覧するときの1回当たりの額は、当該額に100分の80を乗じて得た額

別表第15を次のように改める。

別表第15 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第14号の改正規定及び別表第14の改正規定 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第 号）の施行の日

(2) 第2条第1項第2号、第9号及び第15号の改正規定、別表第2の改正規定、別表第9の改正規定並びに別表第15の改正規定並びに次項の規定  
平成26年4月1日

(経過措置)

2 平成26年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

## 理 由

市民会館及び文化活動施設に利用料金制を導入すること、林間施設を廃止すること、市民プールの開場期間及び使用時間を変更すること並びに文学ミュージアムを開設することに伴い、これらの施設の使用料について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。